土地・建物を譲られた方

確定申告の前に 「譲渡のお尋ね」

を!

「譲渡のお尋ね」とは?

置があるため、市では、土地・ 上の特例が受けられません。) 同様に申告をしなければ税法 等に関する相談を行っていま 申告の前に、その準備として 方を対象に、 建物等を譲渡または交換した く交換した場合についても、 ます。(金銭のやり取りがな として確定申告が必要になり 「譲渡所得の内訳書」の作成 って得た所得は、「譲渡所得」 譲渡所得には多くの特別措 土地・建物などの資産を売 あらかじめ確定

|確定申告時ではダメなの?

申告相談・受付」で対応でき 2月から行われる市の「確定 尋ね」を受けていない方は、 雑するため、この「譲渡のお 申告期間中は申告会場が混

から課税されなくなります。

願いします。

も、その年は課税され、翌年 で家屋を取り壊した場合で されます。従って、年の途中 日現在に存在する家屋に課税

も届出がないと、取り壊した

未登記家屋の場合

家屋滅失届.

しかし、家屋を取り壊して

ことが把握できず課税される

*税務署に直接申告される ありません。 方はお越しいただく必要は 方、税理士等に依頼される

原因になります。

家屋を取り壊した場合に

年内に法務局へ滅失登記

お問い合わせ・届出先

(税務課窓口に用意)

税務課固定資産税担当

(内線156~158)

*相談内容により税務署にご でご了承ください。 案内する場合がありますの

失登記ができない方、未登記 を行ってください。年内に滅

午後の部 12 月 12 日 午前の部 (木) ~13日

場所

は、交換された方 土地・建物等を譲渡あるい

申告予定者」向けに通知を いたしますが、その通知の

けさせていただきます。 民登録がある方のみ受け付 さい。ただし、韮崎市に住 渡があった方はお越しくだ 有無に関わらず土地等の譲

*市から「譲渡に関する確定

対象者 市役所1

階防災会議室

用の領収書等 |持物 (次の全て) 売買契約書、

売買に係る費

ともに、納期内に適正に納付 等の滞納額の縮減を目指すと

された方との公平性の確保及



果たしていただくため、 び市民としての納税の義務を

納整理」を強化します。

税務課市民税担当

を執行します。

付いただけない方には、法律

再三の催告にも関わらず納

に基づき差押等の「滞納処分」

(内線153~155)

お問い合わせ

■電話による自主納付の呼び かけをします!

電話による自主納付の呼びか 等の納付が遅れている方へ、 け、職員による訪問徴収を行 います。納期内、納付にご協 刀をお願いします。 11月、12月の夜間に、市税

年内に法務局へ滅失の届け出を!

固定資産税は、毎年1月1

中に必ず市役所に「家屋滅失 家屋を取り壊した方は、年内 冢屋を取り壊した方

[対象税目]

※所有者や納税義務者が変わ 届」を提出してください。

った場合などもご連絡をお

後期高齢者医療保険料、 市計画税、軽自動車税、 市県民税・固定資産税・都 民健康保険税、介護保険料、 人市民税 玉 法

|納税にお困りの方は お早めに相談を!

の税額のほかに「督促手数料」 合(滞納した場合)は、本来 納期限までに納付しない場

納期内納付にご協力ください! 年々増加の傾向にある市税

ていただくことになります。 や「延滞金」も併せて納付し は、早めにご相談ください。 内の納付が困難になった方 やむを得ない事情により納期 病気や失業、生活困窮など、

利用ください。 の都合等により、平日に、市 **書になりましたので、お仕事** ンスストアで納付できる納付 役所に来庁できない方は、ご また、4月からコンビニエ

相談もご相談ください。 また、夜間の収納及び納税

納期間違いにご注意! 納める前にまず確認

順に納付してください。 記載されている納期限の早い す。納付の際には、納付書に いないまま送付されておりま 書が複数枚でも、綴じられて コンビニ収納に伴い、納付

ならないようご注意ください 認していただき、二重納付に また、お持ちの領収書を確

■お問い合わせ

収納課徴収·管理担当 (内線163~166)

11月・12月は滞納整理強化月間です。